

新	旧
<p data-bbox="103 231 331 260">高契・公告第1号</p> <p data-bbox="394 280 831 309">公 告</p> <p data-bbox="103 328 1090 549">高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p data-bbox="159 568 439 596">平成22年4月12日</p>	<p data-bbox="1144 231 1373 260">高契・公告第1号</p> <p data-bbox="1435 280 1872 309">公 告</p> <p data-bbox="1144 328 2132 549">高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p data-bbox="1200 568 1480 596">平成22年4月12日</p> <p data-bbox="1229 616 2132 692">改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 711 2132 788">改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 807 2132 884">改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 903 2132 979">改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 999 2132 1075">改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1094 2132 1222">改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1241 2132 1318">改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p data-bbox="1229 1337 2132 1414">改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）</p>

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕（同日以降公表分について適用）

1～3 （略）

4 入札の区分の項目においては、「価格競争」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)」又は「総合評価Ⅱ型」のいずれかを表示する。それぞれの用語の意義は、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) 「総合評価Ⅱ型」とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

1～3 （略）

4 入札の区分の項目においては、「価格競争」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)」又は「総合評価Ⅱ型」のいずれかを表示する。それぞれの用語の意義は、次のとおりとする。

(1)～(5) （略）

(6) 「総合評価Ⅱ型」とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する

特別簡易型総合評価落札方式（別表第2において「Ⅱ型」という。）の総合評価落札方式による入札で、同要領及びその細則、17（（1）アを除く。）の規定並びに次に定めるところにより評価を行うものをいう。同細則3（7）の規定により指定する指定距離（A）及び指定距離（B）のそれぞれの直接距離の表示は、「総合評価Ⅱ型」の文字の次に「（指定距離（A）何km、指定距離（B）何km）」を付すことによる。

ア （略）

イ 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の（ア）及び（イ）の評価項目ごとに評価を行った結果により、最大5点を与える。

（ア） 企業の施工能力

（イ） 地域精通度（工事場所からの近接の度合い （災害時の活動体制が整っていることを含む。））

ウ （略）

（7） （略）

5～11 （略）

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

（1）～（19） （略）

（20） 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（改正前の建設業法の28業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。平成30年4月1日現在施工中の工事であって高

特別簡易型総合評価落札方式（別表第2において「Ⅱ型」という。）の総合評価落札方式による入札で、同要領及びその細則、17（（1）アを除く。）の規定並びに次に定めるところにより評価を行うものをいう。同細則3（7）の規定により指定する指定距離（A）及び指定距離（B）のそれぞれの直接距離の表示は、「総合評価Ⅱ型」の文字の次に「（指定距離（A）何km、指定距離（B）何km）」を付すことによる。

ア 当該建設工事公告で定める入札参加資格を満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

イ 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の（ア）及び（イ）の評価項目ごとに評価を行った結果により、最大5点を与える。

（ア） 企業の施工能力

（イ） 地域精通度（工事場所からの近接の度合い \_\_\_\_\_）

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、アの標準点とイの加算点との合計点数を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

（7） （略）

5～11 （略）

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

（1）～（19） （略）

（20） 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（改正前の建設業法の28業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。 \_\_\_\_\_）

松市から香川県広域水道企業団に移管されたものを除く。)を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

13 (略)

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 4(2)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、4(3)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、4(4)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)、4(5)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)又は4(6)に規定する総合評価Ⅱ型に該当する入札については、(5)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類(総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあっては、ア及びイに掲げる書類を、総合評価Ⅱ型にあっては、ア、イ及びウに掲げる書類を除く。)を電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員(当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。)についてのみの提出とする。

ア～キ (略)

(9)～(13) (略)

15～22 (略)

23 補則

(1)～(6) (略)

(7) 入札には、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、建設業法、高松市契約規則(高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。)、高松市

\_\_\_\_\_ )を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

13 (略)

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 4(2)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、4(3)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、4(4)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)又は4(5)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)\_\_\_\_\_に該当する入札については、(5)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類(総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあっては、ア及びイに掲げる書類を\_\_\_\_\_除く。)を電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員(当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。)についてのみの提出とする。

ア～キ (略)

(9)～(13) (略)

15～22 (略)

23 補則

(1)～(6) (略)

(7) 入札には、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、建設業法、高松市契約規則\_\_\_\_\_、高松市

入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第404号）、高松市入札参加者心得、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）その他関係規程（契約監理課ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。）及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)～(13) (略)

別表第1 (略)

入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第404号）、高松市入札参加者心得、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）その他関係規程（契約監理課ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。）及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)～(13) (略)

別表第1 (略)

別表第2

提出主体 提出時期 入札の区分		単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
		入札書に添付をを求める書類	落札候補者に提出をを求める書類	入札書に添付をを求める書類	落札候補者に提出を求める書類
①	価格競争	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳書</li> <li>・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）</li> <li>・発注工種雇用技術者確認資料※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績審査用書類</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（資格関係）</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）</li> <li>・備考2に掲げる書類※2</li> <li>・主任技術者兼務届※3</li> <li>・委任状（営業所への委任）※3</li> <li>・営業証明書※4</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳書</li> <li>・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）</li> <li>・発注工種雇用技術者確認資料※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績審査用書類</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（資格関係）</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）</li> <li>・備考2に掲げる書類※2</li> <li>・協定書の写し</li> <li>・委任状（JV代表者への委任）</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し</li> <li>・委任状（営業所への委任）※3</li> <li>・営業証明書※4</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4</li> </ul>

別表第2

提出主体 提出時期 入札の区分		単体企業（個人又は法人）		特定建設工事共同企業体	
		入札書に添付をを求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付をを求める書類	落札候補者に提出を求める書類
①	価格競争	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳書</li> <li>・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）</li> <li>・発注工種雇用技術者確認資料※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績審査用書類</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（資格関係）</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）</li> <li>・備考2に掲げる書類※2</li> <li>・主任技術者兼務届※3</li> <li>・委任状（営業所への委任）※3</li> <li>・営業証明書※4</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳書</li> <li>・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）</li> <li>・発注工種雇用技術者確認資料※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績審査用書類</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（資格関係）</li> <li>・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）</li> <li>・備考2に掲げる書類※2</li> <li>・協定書の写し</li> <li>・委任状（JV代表者への委任）</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し</li> <li>・委任状（営業所への委任）※3</li> <li>・営業証明書※4</li> <li>・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書※4</li> </ul>

総合評価	の場合に①に加えて提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価I型(施工計画(土木)採用)</li> <li>・総合評価I型(施工計画(建築)採用)</li> <li>・総合評価I型(施工計画(設備)採用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工計画書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工計画書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>		総合評価(II型を除く。)の場合に①に加えて提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価I型(施工計画(土木)採用)</li> <li>・総合評価I型(施工計画(建築)採用)</li> <li>・総合評価I型(施工計画(設備)採用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工計画書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工計画書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価I型(施工計画(不採用))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価I型(施工計画(不採用))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書</li> <li>・施工実績・技術者申告書</li> <li>・「登録基幹技能者の活用」申告書※5</li> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書(締結団体等用)又は(連携団体等用)※5</li> <li>・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6</li> <li>・所有建物に係る照会同意書※7</li> <li>・「市内企業の活用」申告書※6</li> </ul>	

総合評価 Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時の活動体制」申告書※5</li> <li>・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5</li> </ul>		
------------	---	---	--	--

--	--	--	--	--

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

備考

- 1 施工実績・技術者申告書及び「災害時の活動体制」申告書については、これらの書類について証明書類の写し等の添付を要する場合にあつては、当該証明書類の写し等を含む。
- 2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)カ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上であ



3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

る場合は、14(1)カ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。

3 ※3を付した書類は、該当の場合のみ提出の必要がある。

4 ※4を付した書類は、市内企業又は準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出していないものが、提出の必要がある。

5 ※5を付した書類は、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。

6 14(11)の規定により入札者以外の者の作成した市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書を提出する場合は、入札書に添付することなく、入札書提出期間内において、14(11)に定めるところにより、別途持参する必要がある。

7 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受ける場合は、※7を付した書類の提出は不要である。